

第15回食の安全・安心の確保に関する条例検討会 概要版

未定稿

日時：H20.6.11(水)15:00 - 15:14

場所：議会棟6F601 特別委員会室

出席者：食の安全・安心の確保に関する条例検討会委員（11名）

資料：第15回食の安全・安心の確保に関する条例検討会事項書

資料1 三重県食の安全・安心の確保に関する条例案（案）

資料2 「三重県食の安全・安心の確保に関する条例案（案）」の修正前後の対比並びに理由一覧

資料3 三重県食の安全・安心の確保に関する条例（仮称）（骨子案）に対する意見募集に対する考え方（案）

委員：時間になったのでただ今から始める。昨日の全員協議会における説明については、委員各位にお世話になったことお礼申し上げます。続いて、今日、ただ今から第15回の検討会を行う。

前回、6月3日の第14回検討会において、この検討会の「食の安全・安心の確保に関する条例案（案）」を取りまとめ、ご承知のとおり昨日6月10日、全員協議会に検討会の案として報告及び説明したところである。本日の検討会においては、条例案提出の準備として、まず、本条例案について、最終調整を行い、議会へ提出する条例案として確定したいと思う。引き続き、提出者について、ご確認いただきたい。そして、パブリックコメント等本条例案に対する意見募集に対して検討会としての考え方を整理するという流れで、本日はご協議いただきたい。

本条例案の最終調整について、資料1及び資料2をご覧ください。

本条例案について、提出の準備のため、再度、座長として、各条文の規定や条例案全体のバランス等を詳細に見直したところ、修正した方がよいと考える点があったため、資料1のとおり微修正した。修正箇所には、下線を引いている。また、資料2は、修正前と修正後の対比及びその理由を付記している。委員各位にご了承いただけるなら微修正いたしたい。修正箇所について説明申し上げます。

一つ目として、まず、資料1の5ページの第15条を見ていただきたい。見出しについて、これまで「食育の推進による知識の普及啓発」となっていたものを、他の法令の規定に倣い、修正した。同様の理由から、第15条の条文においても、「食の安全・安心の確保に関する知識の普及啓発」を、「食の安全・安心の確保に関する普及啓発」へ修正した。

続いて、第16条においても、同様の理由から、「食品等の表示に係る制度の普及啓発」を「食品等の表示に係る制度に関し、普及啓発」に修正

した。

次に、第17条において、「食の安全・安心に関する基準」を「食の安全・安心に関する自主基準」と修正した。「自主」の表記がないと、食品関連事業者が自ら設定する基準という意味が十分に表現できていないと考えられるためである。

次に、第19条において、「県民、食品関連事業者及び県等すべての関係者の相互理解」を「県民、食品関連事業者、県等すべての関係者の相互理解」に修正したいと思う。これは、第3条第2項との整合を図るためである。

8ページをご覧いただきたい。第27条第3項における「その旨及び当該勧告の内容等」の「等」を落として「その旨及び当該勧告の内容」とする方が適切と考える。これは、公表することにより県民の健康保護を図るなどというこの規定の趣旨にかんがみ、公表する内容は「(措置勧告を行ったという)その旨と当該勧告の内容」で十分であると考えたとともに、他の法令の規定に倣うものである。

最後に、附則第1項の施行期日について、提案がある。

前回の検討会における検討を踏まえ、規定すると【修正前】のとおりとなる。なお、公布の日とはその条例が公報に掲載された日であり、本会議での可決後、速やかに公報に掲載されることとなる。そして、この第4章の規制部分については、前回の検討会において、施行日を1年後とするとしたものである。しかし、【修正前】のとおり、公布の日から1年後すなわち「公布の日から起算して一年を経過した日」とすると、かえって県民にとって分かりにくくなるのではないと思われる。従って、【修正後】のとおり、およそ1年間の猶予期間を取った上で、明確に「平成二十一年七月一日」と規定してはいかがか。また、第1項をこのように修正するならば、第2項についても、合わせて修正するのが適切と考える。

以上が、微修正の案についての説明である。委員各位のご意見はいかがか。もとより内容等が変更するものではなく、より分かりやすく、微調整させてもらった。

委員各位に異議はないか。

(異議なしの声)

委員：では、この修正したものを、検討会の条例案として確定し、提出することとする。

次に、条例案の提出者の確認についてであるが、本来なら検討会委員全員が署名して提出するところだが、本条例案については、賛否をとって決定したものであることから、賛成者の署名とすることについて委員各位のご意見はどうか。

委員：条例案に反対された方はつらいと思う。反対された方の了解がいただければ、賛成者で署名することでどうか。

委員：そうしていただきたい。

（異議なしの声）

委員：本条例案の提出に賛同する委員のみが署名して提出することとする。ご署名いただける委員は、本日座長までお申し出いただきたい。よろしくお願いする。

次に、資料3をご覧ください。パブリックコメント等に対する検討会の考え方を資料のとおりとしたいと考えている。前回の検討会で、検討会としての考え方（案）を示し、その後、考え方の表現や内容等を見直したものが資料3である。少し表現を、県民の視点に立った、馴染むような表現にしているが、内容は変わっていない。

パブリックコメント等本条例案に対する意見募集に対して検討会としての考え方を資料3のとおりと整理することでよいか。

（異議なしの声）

では、パブリックコメント等本条例案に対する意見募集に対して、寄せていただいた意見に対する検討会としての考え方は、資料3のとおりとする。この後、議会のホームページに掲載することとする。

他に意見はないか。なければ、本日の検討会はここまでとする。

最後に報告申し上げます。座長預かりとしていた副座長の辞意の件について、議長にその旨報告したので、そのことを了解いただきたい。

三重県食の安全・安心の確保に関する条例案が最終的にまとめ、本日が検討会の最後となると思われる。

委員各位におかれては、昨年12月以降7ヶ月の長きにわたり、また幾度と無く、会議にあたり、真摯な議論を重ねていただき、座長として心からお礼申し上げます。

食は、我々が日々の生活を送る上で基本となるものであり、健康で豊かな生活を送るためには食の安全・安心の確保は不可欠である。この条例が成立したとしてもなお、食の安全・安心の確保が十分に図られるとは言い難いと思われるが、この条例の成立によって、三重県における食の安全・安心が高まることを確信している。

委員各位におかれては、改めてお礼申し上げます。これで終了する。

委員各位には、事務的な連絡があるので、ご着席のままでいただきたい。

傍聴及び報道関係の方には、退室いただきたい。

以上